

令和6年度 海上運送法に基づく行政処分等一覧

番号	処分等年月日	事業者名	事業者住所	処分等の種類	違反等の概要	命令又は指導の内容	当該処分等による違反点数	当該事業者の累積違反点数	是正状況
1	令和6年8月20日	有限会社カネ秀カネシウ	小樽市銭函2丁目50番25号	輸送の安全確保命令	令和6年7月18日に海上運送法第25条第1項に基づく検査を実施したところ、船舶安全法に基づく検査の有効期間を有しない船舶を運航の用に供する法令及び安全管理規程違反が確認された。	<ol style="list-style-type: none"> 事業者は、船舶安全法第18条に基づき、有効な船舶検査証を受有した上で船舶を運航すること。 経営代表者は、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全確保のため、船舶安全法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則の徹底について主体的に関与し、事業所全体の安全マネジメント態勢を適切に運営すること。 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、船舶安全法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を職員及び乗組員に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航の管理及び輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。 運航管理者は、安全管理規程第21条に基づき、配船計画を作成するときは、使用船舶の安全性を検討し、有効な船舶検査証を受有していない船舶を運航しないこと。 	25点	25点	是正確認済（是正確認日：令和6年10月28日）